

公示番号：19a01109

国名：ベトナム

担当部署：東南アジア・大洋州部東南アジア第3課

案件名：ハノイ市都市環境管理事業計画に係る情報収集・確認調査（都市環境管理）

### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：都市環境管理

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：調査業務

### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2020年2月下旬から2020年6月上旬まで

(2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M

(3) 業務日数：

- ・ 国内準備作業期間 3日
- ・ 現地業務期間（渡航3回） 45日
- ・ 帰国後整理期間 7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：1月29日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月7日（金）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点

#### ④その他学位、資格等

16 点  
(計 100 点)

類似業務	都市環境管理に係る各種業務
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ベトナム社会主義共和国（以降、ベトナム）では、急速な経済成長により、深刻な環境問題が生じている。また、都市化も進んでおり人口の半数以上が4都市（ハノイ、ホーチミン、ハイフォン、ダナン）に居住しており、当該都市及びその周辺部の環境汚染がとりわけ深刻である。今後、急速な経済成長、人口増加、都市への経済集中により、都市部の環境汚染が更に深刻化することが懸念される。

こうした状況下、ベトナムにおける国家開発の基本文書である「社会経済開発5か年計画」（以降、5か年計画）においても環境問題への対処は重要視されており、全体目標、社会指標や経済指標の他に環境指標が設定され、森林被覆率等の指標が設定されている。現在の5か年計画（2016-2020）の実施期間が2020年に終了するにあたり、ベトナムの国、各市・省は、新5か年計画（2021-2025）の作成に向けて準備をしている。

このような努力にも関わらず、ベトナムにおいて人口・経済規模第2位かつ首都であるハノイ市では、未処理の生活・産業排水流入による都市部の河川・運河・湖沼の水質汚濁が著しく、大気汚染については今年10月、世界の都市の中でも最悪な状況になっているとの報道もある。また、廃棄物については、急増する一般・産業廃棄物の適切な管理が追い付かず、医療廃棄物を含む有害廃棄物等の不適切な処理が報告され、最終処分場も含めて環境に配慮した処理施設も不足している。

ハノイ市天然資源環境局（Department of Natural Resources and Environment : DONRE）もこれらの状況を把握しており、2020年の大気汚染緩和計画「ハノイ・グリーン・イニシアチブ」を作成し、大気環境への取り組みを開始している他、下水道施設の建設や、廃棄物発電事業の検討等、環境問題への取り組みを強化しているが、環境関連インフラへの投資はいまだ不十分であり、企業にとってインセンティブとなるような税制措置等の制度的な面の強化も求められている。

本調査では、上記背景を踏まえ、今後のハノイ市の環境への取り組み及び同市が認識する課題について明らかにするために、ハノイ市が作成を進めている新5か年計画において環境分野がどのような計画やアクションが検討されているのかを中心に現地調査・分析を行い、JICAの今後の案件形成に向けた情報を収集することを目的とする。

#### 7. 業務の内容

本業務従事者は、ハノイ市の都市環境管理（特に大気質管理、水環境及び廃棄物管

理)における現在の主要な都市環境管理政策及び方針を収集・整理し、政策課題を取りまとめる。また、次期5か年計画作成に向けて検討されている、または検討可能性が高い都市環境管理分野での方針及び関連事業(都市環境管理事業)について、ヒアリング調査を通じて情報収集を行う。

同時に、他ドナーの環境分野への支援状況や実施予定の確認、日系企業へのヒアリングを行いつつ、JICAによるハノイ市の同分野に係る支援の方向性の検討に必要な基礎情報収集を行い、結果をとりまとめる。

具体的担当事項は、次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2020年2月下旬)

- ① 関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、ベトナムの都市環境管理政策の概要を取りまとめたうえで、ハノイ市の都市環境管理にかかる現状・課題を分析する。
- ② ①の分析を踏まえて、現地調査で収集すべき情報を検討し、ワークプラン(英文)を作成し、JICAとの事前打合せを実施する。

(2) 第1次現地派遣期間(2020年3月上旬~3月中旬)

- ① JICA ベトナム事務所との打合せを行い、ワークプランを説明し、協議・確認する。
- ② 現地関係機関への調査を通じ、都市環境管理政策に関連する情報・資料を収集する。現在想定している対象機関、調査事項は以下のとおり。
  - ア) MONRE(天然資源環境省)
    - ・調査内容の説明を行い、調査内容に関する意見
    - ・現在進めている環境保護法改正に向けた現状と課題
    - ・都市環境管理(特にハノイ市)の課題と重要政策
    - ・新5か年計画作成に向けてのMONREの役割、今後5年間の事業計画または事業想定事項とスケジュール
  - イ) MPI(投資計画省)
    - ・現5か年計画の達成状況を踏まえた都市環境管理政策の課題の聴取
    - ・新5か年計画の作成方針、作成スケジュール、5か年計画における環境分野の位置づけの確認
  - ウ) ハノイ市投資計画局(DPI)
    - ・ハノイ市の現5か年計画の達成状況を踏まえたハノイ市の都市環境管理政策の課題
    - ・ハノイ市の新5か年計画の作成方針及び作成スケジュールの確認
  - エ) ハノイ市天然資源環境局(DONRE)
    - ・ハノイ市の現5か年計画の達成状況を踏まえたハノイ市の都市環境管理政策の課題
    - ・ハノイ市の新5か年計画に向けて、検討している都市環境管理政策課題、事業実施予定(または事業想定事項とスケジュール)及び予算計画
    - ・大気質管理、水環境、廃棄物の各分野における重点政策、及び関連投資計画。投資計画としては以下の事項を想定。
      - a)大気質・水質モニタリングの現状及び今後の施設設置計画
      - b)大気質については、固定・移動発生源対策に向けた課題と計画

- c)水質については、地下水汚染対策含めた現状と対策、事業計画
- d)廃棄物については、中間処理・最終処分施設や廃棄物発電施設等の設置計画

※本調査と同時期に実施予定である「ベトナム廃棄物の減量化と廃棄物発電にかかる情報収集・確認調査」との情報共有を適宜行うこと。

- ・環境政策（気候変動対策を含む）実施に向けた課題や能力強化が必要な事項

③上記の調査結果を取りまとめ、ワークプランの見直しを行い、JICA と協議する。

(3) 第2次現地派遣期間（2020年3月下旬～4月上旬）

① ハノイ市の新5か年計画における都市環境管理事業計画について、関連部局から聴取する。想定している機関、調査事項は以下のとおり。なお、本調査事項は現段階での想定であり、JICA との協議、第1次調査等の結果を踏まえて柔軟に対応すること。

ア) 計画投資局 (DPI) : グリーン成長行動計画の実施状況、都市環境管理事業、気候変動対策に関する投資方針

イ) 建設局 (DOC) : 下水道事業（分散型排水処理（浄化槽等）含む）、廃棄物事業の DONRE への移管状況

ウ) 商工局 (DOIT) : エネルギー政策、産業特区 (IZ)、工場等への公害防止対策事業

エ) 交通局 (DOT) : 交通部門における環境関連事業計画

オ) 天然資源環境局 (DONRE) : 必要に応じ、第1次調査を補完

② 現地調査結果を取りまとめ、JICA と協議する。

(4) 第3次現地派遣期間（2020年4月中旬～4月下旬）

① ハノイ市における他ドナーの都市環境分野に関する支援状況や予定を調査する。

② ハノイ市における日系企業の意向・関心を調査する。

ア) 環境関連事業の展開状況や今後の関心分野

イ) ハノイ市の環境政策に対する意識

③ 調査結果をとりまとめ、JICA と協議する。

④ 現地業務結果報告書（英文）を作成する。

(5) 帰国後整理期間（2020年5月上旬）

① JICA の指示に基づき、業務完了報告書の修正を行う。

② 業務完了報告書を提出する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（英文）

- ・ 業務内容を関係者と共有するために作成。調査項目、調査対象、スケジュール等を記載。
- ・ Word もしくは PPT ファイルでの提出。

- (2) 現地業務結果報告書（英文）
  - ・カウンターパートと調査結果を共有することを目的に作成。
  - ・Word もしくは PPT ファイルでの提出。
- (3) 業務完了報告書（和文 3 部）
  - ・現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書を作成し、JICA 東南アジア・大洋州部に提出し、報告する。
  - ・簡易製本とし、電子データを併せて提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ハノイ往復を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程  
7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
- ② 現地での業務体制  
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
- ③ 便宜供与内容
  - ア) 空港送迎  
あり
  - イ) 宿舎手配  
あり
  - ウ) 車両借上げ  
基本的に JICA 事務所で手配予定
  - エ) 通訳備上  
あり
  - オ) 現地日程のアレンジ  
基本的には業務従事者が日程アレンジを行うが、必要に応じて適宜 JICA ベトナム事務所がアレンジを行う。
  - カ) 執務スペースの提供  
なし

### (2) 参考資料

- ① 関連資料は下記 URL よりご参照下さい。  
JICA 図書館 <https://libopac.jica.go.jp/top/index.do?method=open>  
JICA ベトナム事務所 HP <https://www.jica.go.jp/vietnam/office/>
- ② 本業務に関する以下の資料を JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第三課 (TEL:03-5226-9068) にて配布します。

- ・ ベトナム国家社会経済開発 5 か年計画（2016-2020）（英語）
  - ・ 環境保護法改正案（越語及び機械翻訳版）
  - ・ 廃棄物管理の MONRE への移管に関する決議（No:09/NQ-CP：2019）（越語、日本語）
  - ・ 計画法（Law on Planning：Law No.21/2017/QH14）（英語）
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ）提供依頼メール：
- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
  - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### （3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上